

その他留意事項について

1 全サービス共通事項

(1) 各種申請、届出について

○指定・指定更新申請、変更届の様式変更について

省令の改正により、平成 31 年 1 月 1 日から指定・指定更新申請、変更届に係る添付書類が一部削減され、様式も変更となりましたので注意してください。

それぞれの添付書類は、指定・指定更新申請については各サービスの別添を、変更届については添付書類等一覧表を確認してください。

様式等については、随時ホームページを確認し、新しい様式を使用してください。

(様式等ホームページ掲載場所)

- ・介護サービス事業者向けトップページ > 3 新規指定及び指定更新について > 3-3 様式等
- ・介護サービス事業者向けトップページ > 4 変更届・廃止届・休止届・再開届 > 1. 変更届について

○資格職の変更届について

資格職の職員に変更があったときは、変更があったときから 10 日以内に変更の届出を提出してください(変更があった事項「22 その他」を使用)。

対象となる職種は、介護支援専門員・計画作成担当者・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・オペレーターです。変更届出書添付書類等一覧表を確認してください。

(2) 基準等について

人員基準や運営基準について不明な点があった場合には、市の条例や国の省令、通知(解釈通知)を、報酬について不明な点があった場合には、国の告示や通知(留意事項通知)を確認してください。

基準や報酬については、Q & A で示されている場合もありますので、併せて確認してください。

(ホームページ掲載場所)

○基準条例

ホーム > 事業所向け > 健康・福祉・子育て・学校 > 高齢者・介護保険 > 指導・助言 > 各種サービス基準条例等について

○基準省令、基準解釈通知、報酬告示、留意事項通知、Q & A

- ・厚生労働省ホームページ
- ・介護サービス事業者向けトップページ > 2 介護サービス関係 Q&A (厚生労働省)、介護保険最新情報等

(3) 指導について

○集団指導及び実地指導について

指導監査課では、介護給付等対象サービスの取扱いや、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底することを目的とし、各種指導を行っています。

これらの指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を行うことを基本としています。

○実地指導

- ・運営調書及び関係書類を確認し、管理者や関係職員との面談方式により実施します。
- ・関係法令や基準に基づき、適正な事業運営を行っているか確認します。
- ・基本報酬及び加算・減算等が基準に従い適正に請求されているか確認します。

※監査

介護保険施設等において、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反、指定を受けるに当たっての不正な手段等、介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当があると認められる場合、又はその疑いがある場合に監査を行います。

○実地指導の日程変更について

実地指導は、相当な期間を空けて、事前に通知を送っており、基本的には日程変更は受け付けていません。ただし、やむを得ない事情の場合のみ変更が可能ですので、早めに御相談ください。

(やむを得ない事情の例)

- ・当日管理者が研修等で不在である。
- ・施設の入居者等が感染症にかかり、外部からの出入りが制限されている。 など

(4) 新しい介護職員処遇改善加算について

10月から介護職員の処遇改善の制度が新しくなる予定となっておりますが、厚生労働省から要件等の詳細について示されておりません。詳しい内容が分かり次第、ホームページ等を通じてお知らせします。

(5) 事故報告書提出の徹底と事故の発生（再発）防止について

資料8を参照してください。

2 個別サービスに関する事項

(1) 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

○同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱いについて

訪問介護事業所の実態が、市に届け出た所在地と別の場所にあった場合、虚偽の届出として処分の対象となることがあります。

また、同一建物減算の対象であるにもかかわらず、適用せずに介護報酬を請求した場合は、介護報酬の不正請求として、処分の対象となります。

○基準について（平成30年度介護報酬改定）

減算対象となる建物について、平成30年3月31日までは養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限ると定義されていましたが、平成30年4月1日より建物の種類の限定がなくなり、マンション等を含む全ての建物が減算の対象となりました。

また、減算を受けている者と受けていない者との公平性の観点から、区分支給限度基準額を計算する際に

は、減算前の単位数を用いることになりました。

訪問介護

①事業所と建物が同一敷地内にあるか、隣接する敷地内に事業所と建物がある（②に該当する場合は除く。）

→ 10%減算

②事業所と建物が同一敷地内にあるか、隣接する敷地内に事業所と建物があり、当該建物に居住する利用者数が1月当たり50人以上の場合

→ 15%減算

③同一敷地内や隣接等でなく、事業所と建物が離れていて、当該建物に居住する利用者数が1月当たり20人以上の場合

→ 10%減算

※②及び③について、利用者数とは1月間（歴月）の利用者数の平均を用います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①事業所と建物が同一敷地内にあるか、隣接する敷地内に事業所と建物がある。

→ 建物入居者は月600単位の減算

②事業所と建物が同一敷地内にあるか、隣接する敷地内に事業所と建物があり、利用者が1月当たり50人以上の場合

→ 建物入居者は月900単位の減算

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.hokkaido.jp